

答申第1号（諮問第1号）

答 申

審査請求人 住所 ○○○○○
氏名 ○○ ○○

実施機関 長浜市

第1 審査会の結論

長浜市が、「ケース会議記録」の一部を不開示とした個人情報部分開示決定は妥当であり、審査請求人が行った審査請求は棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「①2016年春学校側から支援センターへ依頼した内容 ②心理士さんからの調査の双方への回答内容 ③依頼人の可視化」という内容の個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、長浜市（以下「実施機関」という。）が令和2年12月16日付け長し福第352号で行った個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 実施機関の弁明要旨

本件処分は、内部の検討内容に係る情報が、長浜市個人情報保護条例（平成18年長浜市条例第21号。以下「条例」という。）第14条第7号に該当するものとして不開示とされたものである。

実施機関は、その後の弁明書において、開示対象となった個人情報は、審査請求人のケース会議の内容を記録したものであり、当時の協議した内容が記載されているものであるところ、不開示とした部分には事実確認や対応検討以外の担当者の印象が記載されており、開示することにより、率直な記載による情報共有をできなくなるおそれがあることをその理由として主張する。

また、実施機関は、審査請求人が開示を求めているような内容の記載は一切ないという観点からも、不開示が妥当である旨を述べている。

第4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、概ね次のとおりである。

- (1) 本件処分を取り消し、不開示とされた部分の開示を求める。
- (2) 当時の関係者による発言の真意を知るためには、本件処分による不開示部分の開示により事実関係を確認することが必要不可欠である。
- (3) 審査請求人の個人情報であり、全ての内容が開示されるべきである。

第5 審査会の判断

1 ケース会議記録に係る事務について

(1) 当該事務は、中学校、高等学校等（以下「学校」という。）において、発達障害（発達障害者支援法第2条第1項、同法施行令第1条又は同法施行規則に定める障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものをいう。以下同じ。）に該当する兆候が見られる生徒に対し、保護者と学校が相談した上で、長浜市児童発達支援センター（現在は、組織機構改編により発達支援室が担当している。以下「センター」という。）に対応を依頼することにより開始する。

依頼を受けたセンター職員は、当該生徒に係る授業態度又は生活態度を確認するための学校訪問又は学校からの聴き取り等を行った上で、その所感を学校に伝え、対応を待つことになる。なお、この時点では、センター職員は、発達障害に該当するか否かといった判断はせず、検査等について検討の提案をするのみにとどまる。

具体的な支援に当たっては、本人又は保護者からの申出が必要であり、行動や生活の改善に向けて、希望があれば対応することとなる。

(2) ケース会議記録には、ケース対応において、センター職員による発言内容の確認、会議中に気付いた事項、関係者の考え方、今後の対応において留意する点、対応の方向性等の多岐にわたる内容が記載される。また、当該記録は、センターにおいて適切な対応をするために、情報共有及び状況報告に使用されるものであり、必要不可欠な資料といえる。

(3) 審査請求人は、当時の学校の対応に不信感があり、発達障害の可能性があるという意見が出た理由や退学を迫るような態度を見せられた原因を確認したいと考え、開示請求を行っている。

すなわち、審査請求人は、平成28年12月の学校との面談において、センター職員が「一目見て発達障害とわかった」という発言をしたと聞く一方で、センターとしてはそのような判断はしないと主張していることから、センター職員が当初の対応を確認している記録の中に、審査請求人が当該発言の有無を判断できる情報が記載されているのではないかと考え、本件開示請求を行ったものである。

2 本件処分に係る個人情報について

本件処分に係る個人情報は、保護者、学校及びセンターの主張の違いを確認するために実施された①平成29年1月26日のケース会議記録 ②平成29年2月2日のケース会議記録であり、センター職員がヒアリングした内容に基づき、ケース対応において必要な情報が記載されている。

このうち不開示情報は、①に記載されている内容の一部であり、実施機関が内部の協議記録として条例第14条第7号に該当すると判断した部分である。

3 条例第14条第7号の該当性について

(1) 条例第14条第7号は、「市・・・の内部・・・における・・・協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不

当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」については、不開示とできる旨を定めている。

実施機関は、不開示とした部分を開示すると、「率直な意見の交換・・・が不当に損なわれるおそれがある」として、条例第14条第7号に該当する旨主張するので、以下、この点について検討する。

(2) 本件処分に係る個人情報、センター職員が作成したケース会議記録であり、センターにおける情報共有等のために作成される「市・・・の内部・・・における・・・協議に関する情報」に該当する。

(3) 他方、「率直な意見の交換・・・が不当に損なわれるおそれ」に該当するからであるが、ケース対応の記録は、専門的な知見に基づき、客観的具体的事実に即した印象や評価の記載を前提とすると考えられるため、ただちに「率直な意見の交換・・・が不当に損なわれるおそれ」があるとは認め難い。

(4) ここで、ケース会議に係る事務について確認する。

ア 本件は、ケース対応としては具体的な支援に至らなかった案件であり、今後においても支援が行われる予定がなく、信頼関係が損なわれるなどして事務に支障を生じさせるおそれがあるとは考え難い。

イ ただし、事務の遂行に支障が生ずるかどうかは、「開示することにより、・・・事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と定める条例第14条8号該当性に関するものである。実施機関の不開示理由では、第14条第7号に該当するとしている。

ウ 実施機関において、ケース会議は個々人の特性や置かれた環境の把握が重要な事務であることから、開示に適さない情報を記載する必要性は十分に想定されるどころ、全ての記録の開示が当然となれば、開示に適さない情報について、会議記録への記載を前提とした率直な意見の交換を躊躇してしまうというおそれはあると考えられる。

(5) 次に、不開示部分の具体的な内容を検討する。

ア 本件処分に係る個人情報は、審査請求人に係るケース会議記録ではあるが、この記録の全てが直接的に本人に関する記述ではないことは、当然に考えられることである。

イ この点について、実施機関は、弁明書において審査請求人が開示を求めているような内容の記載は一切ないとしており、諮問書に添付されている審査請求に係る経過説明書においても、本人には関係のない内容であることを説明した旨を記載している。

ウ 当審査会が見分したところ、本件の不開示部分は、本人に関する情報ではなく、ケース対応における留意事項といったセンター職員の主観によるところが大きいものであり、これを開示すると、率直な意見の交換を阻害するものと考えられ、

「率直な意見の交換・・・が不当に損なわれるおそれ」に該当すると認められる。
(6) したがって、不開示とした部分の開示は、「率直な意見の交換・・・が不当に損なわれるおそれ」があり、条例第14条第7号に該当する。

4 結論

- (1) 以上のとおり、本件処分に係る個人情報、第14条第7号に該当し不開示とするものであり、個人情報部分開示決定とした本件処分は妥当である。
- (2) なお、すでに述べたとおり、当該不開示情報には、実施機関が主張するように、審査請求人が求めるような「本人の発達障害に係る発言」はないことを当審査会の補足として申し添える。
- (3) 当審査会としては、本件で争われたような主観に基づく率直な意見に係る内容は、事務の適正な遂行に必要であるとしても、記載すべきか否かについては慎重に判断し、個人情報の開示において請求者に疑念を抱かせないよう配慮ある記録を作成するよう求める。

【審査会の経過】

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査及び審議を行った。

日 時	内 容
令和3年2月1日	・ 諮問書及び実施機関の弁明書の受理
令和3年2月15日	・ 審査請求人からの意見書提出
令和3年3月3日	・ 審議
令和3年4月6日	・ 答申

令和3年4月6日

長浜市個人情報保護審査会
会 長 南 川 諦 弘